

第3回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会	資料8
平成24年4月27日	

医療事故に係る調査を行う目的について

○これまでに「目的」に関して、提出、発言された内容

- 原因究明・再発防止による医療安全の確保
- 自律的な原因分析と患者理解促進
- 原因究明・再発防止に努め、医療者の社会的責務を果たす
- 医療事故の原因を究明して、再発防止を図り、医療事故にあった患者・家族への公正な対応
- 再発防止と被害の補償
- 医療事故の原因究明と再発防止、そのために刑事司法の関与を今以上に少なくする
- 実効的な改善策を導き、その後の医療のあり方の参考とするためと患者・家族と医療側の間に無用な対立を引き起こさず、お互いの納得と一定の理解に導く